

ID: 703

担当部署: こども福祉部 福祉室 生活援護課

処分の概要	報告又は調査に応じないときの保護の変更、停止、廃止		
法令名 根拠条項	生活保護法 第28条第5項		
法令番号	昭和25年法律第144号		
【根拠条文】 (報告、調査及び検診) 第28条 5 保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受け るべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変 更、停止若しくは廃止をすることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日